

共済時報



目次

(写真：板野郡藍住町)

- ・平成22年度事業計画及び予算のあらまし…………… 2～4
- ・平成22年度保健事業の概要一覧…………… 5
- ・短期財源率・介護財源率の引上げ…………… 6～7
- ・短期給付制度の改正
 - ①附加給付等の算定基準の改定…………… 8
 - ②育児休業手当金の支給方法の改正…………… 9
- ・新しく組合員となられた皆様へ・共済組合事務局の事務分掌…10～11
- ・本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます…12
- ・地共済年金情報ホームページの開設について……………13
- ・60歳を迎える組合員の皆様へ……………14
- ・資格調定係からのお願い・健康優良組合員等表彰……………15
- ・特定保健指導の利用は積極的に!!……………16
- ・共済組合ホームページのトップ画面からご利用いただけるサイトのご案内…17
- ・第4回ストレスと上手につき合うために……………18
- ・平成22年度 貸付事業取扱いの改正について……………19
- ・貯金事業からのお知らせ……………20
- ・指定店購買立替制度のご案内……………21
- ・島根県市町村職員共済組合宿泊施設「ホテル白鳥」のご案内…22
- ・ホテル千秋閣……………23

■徳島県市町村職員共済組合

ホームページ

<http://www.tokushima-kyosai.jp/>

平成二十二年 事業計画及び予算のあらまし

去る二月二十四日開催されました組合会において、平成二十二年事業計画及び予算が可決されましたので、その概要についてお知らせします。

総括

組合員数 九千八百四十四人
扶養率 一・〇三人

本年度における、所属所数、組合員数、被扶養者数及び平均給料月額等は、(表1)のとおり推計しています。

組合員数は、前年度と比較し、百五十四名、被扶養者数は、二百名、また平均給料月額につきましても千八百三十七円の減少

をそれぞれ見込んでいます。

短期経理

四月から財源率の引き上げ

短期掛金率 四二・六％
介護掛金率 四・六四％

この経理は、組合員及び被扶養者の病気やけがのほか、出産、休業、死亡、災害などに対して給付を行う経理です。

本年度における財源率(掛金

(表1) 総括

所属所数	市8、町15、村1、一部事務組合等35 合計 59所属所	
組合員数	一般組合員(一般職)	8,490人
	一般組合員(特別職)	54人
	市町村長組合員	23人
	特定消防組合員	974人
	市町村長長期組合員	1人
	継続長期組合員	2人
	任意継続組合員	300人
	合計	9,844人
被扶養者数	10,166人(扶養率1.03人)	
平均給料月額 (※)	一般組合員(一般職)	331,925円
	一般組合員(特別職)	586,870円
	市町村長組合員	707,000円
	特定消防組合員	307,931円
	市町村長長期組合員	614,000円
	任意継続組合員	325,083円
	平均	331,646円

※ 平均給料月額は、短期経理に係る掛金の基礎となる給料月額です。

(表2) 短期経理の財源率

(単位：％)

区分	組合員種別	特別職組合員		一般職組合員		任意継続 組合員
		掛金	負担金	掛金	負担金	掛金
短期	給料の額に乗じる数値	42.60	42.60	53.25	53.25	106.50
	期末手当等の額に乗じる数値	42.60	42.60	42.60	42.60	—
介護	給料の額に乗じる数値	4.64	4.64	5.80	5.80	11.60
	期末手当等の額に乗じる数値	4.64	4.64	4.64	4.64	—

率及び負担金率)は、(表2)のとおりです。

短期給付の財政状況は、組合員数の減少及び給料水準の低下による掛金・負担金収入の減少、

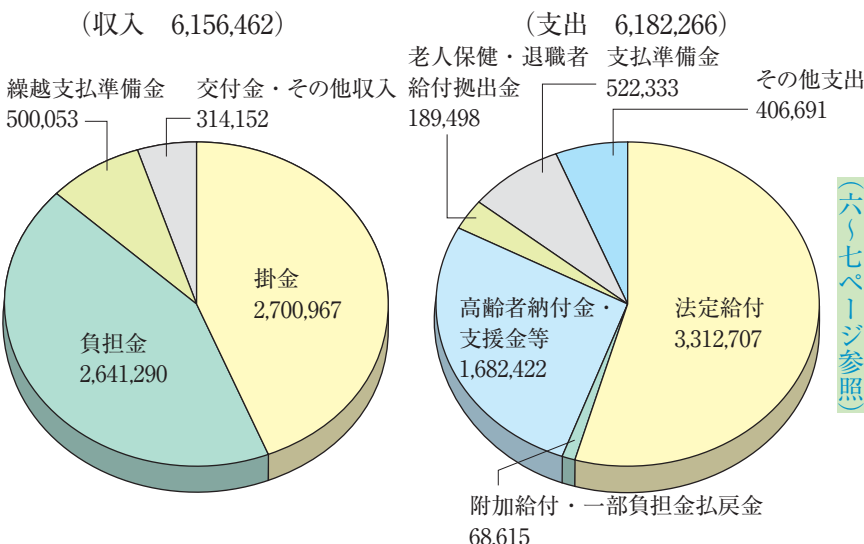
○短期財源率(85.2%)に占める特定保険料率(注)は、30.21%です。

(注) 特定保険料率とは、支出のうち前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金の合計額に係る財源率です。

(表3) 短期経理(短期給付)の収支見込み

(単位：千円)

【収支差引 当期損失金 25,804】



また、高齢者医療制度への支援金等に係る負担の増加等により収支両面の影響から、極めて厳しい状況となっております。

従いまして、将来の財政基盤の安定化を図るため、また単年度の収支均衡の原則に近づけるため、前年度の掛金率三七・二%から四二・六%に財源率を引き上げ、予算編成をしています。

収支見込は、(表3)のとおりです。

(六〇七ページ参照)

今後とも、適正受診に心がけていただくなど医療費増高抑止にご協力をお願いいたします。

次に、介護保険の財政状況は、短期給付同様に収入の減少、また支払基金への介護納付金の増加等により、悪化を招き、財源率は、前年度と比較し、掛金率〇・四八%の増加となっております。

長期経理

九月から財源率の引き上げ

この経理は、所属所から掛金・負担金を徴収し、全国市町村職員共済組合連合会へ納付することのみを行う経理となっています。

本年度における財源率は、(表4)のとおりです。例年同様、9月からの引き上げとなっています。

預託金管理経理

全国連合会からの預託金を管理

この経理は、全国連合会からの資金の預託(連合会預託金)を受けて、組合を構成する地方公共団体の縁故地方債の引き受け、地方公共団体への一時貸付及び組合内部の他経理への貸付を行うことを目的とする経理です。

なお、本年度末におけるこの経理の資産構成は、(表5)のとおりです。

業務経理

事務費 組合員一人当たり

一万五千三百八十円

この経理は、組合の短期給付及び長期給付の業務を行うための人件費や必要な諸経費を賄うための経理です。

従前この経理に必要な費用は、全額地方公共団体の負担金で賄われておりましたが、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、平成十年度以降、事務費の一部を短期経理並びに長期経理からの繰入

(表4) 長期経理の財源率

(単位：%)

区分	掛金率	負担金率			
		4月から	9月から		
一般職	給料の額に乗じる数値	94.7125	96.925	95.0875	97.30
	期末手当等の額に乗じる数値	75.77	77.54	76.07	77.84
特別職	給料の額に乗じる数値	75.77	77.54	76.07	77.84
	期末手当等の額に乗じる数値	75.77	77.54	76.07	77.84

(表5) 預託金管理経理の資産の構成割合

資産区分	年度末推計額	割合
預金	88,080千円	1.71%
地方債(縁故)	58,908千円	1.15%
貸付経理への貸付金	4,995,000千円	97.13%
その他	35千円	0.01%
合計	5,142,023千円	100.00%

(表6) 組合員1人当たりの事務費

事務費総額		15,380円
内訳	総務大臣が定める地方公共団体負担金額	10,390円
	長期経理からの繰入金相当額(連合会交付金)(※)	3,070円
	短期経理からの繰入金額	1,920円

※ 長期給付に係る事務に係る事務費(事務費総額の2分の1相当額)につきましては、平成19年度から全国連合会において一元的に処理されているため、全国連合会の事務費及び地方公務員共済組合連合会への分担金を控除した額が、連合会交付金として交付される仕組みになっています。

金で賄う特例措置が講じられていました。

さらに、平成二十年度からは、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、この特例措置が恒久化されています。

なお、本年度の事務費の額は、組合員一人当たり一万五千三百八十円をお願いすることとなりました。その内訳は、(表6)のとおりです。

保健経理

福祉財源率は据え置き三・六%

この経理は、組合員と被扶養者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした事業を行う経理です。

本年度の財源率につきましては、前年度と同様の率(一般職の給料ベースで、掛金率二・二五%)をお願いすることとなりました。本年度は、健康保持増進に資する事業の強化、特に人間ドック助成事業の拡充及びメンタルヘルス対策事業の強化に重点をおいて、予算配分を行っています。

また、平成二十年度から医療保険者に実施が義務づけられた

四十歳以上七十五歳未満の組合員及び被扶養者に対する特定健康診査・特定保健指導とも一体的に捉え健康管理体制の充実に引き続き努めて参ります。

なお、厳しい財政状況の中、財源率を据え置き、人間ドック助成の引き上げ等積極的に事業を実施することにより、約五十二百万円の当期損失金を計上しています。この当期損失金は、前年度から繰り越した積立金(約一億七千万円)を取り崩し補てんすることとしています。

平成二十二年度の保健事業概要につきましては、[五ページ](#)に掲載をしています。

貯金経理

安全有利な共済貯金

のご利用を!

この経理は、組合員の財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた貯金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に支払利率として還元する経理です。

将来に備えた財産づくりに、ぜひ安全有利な共済貯金をご利用ください。

なお、本年度末における資産総額は、前年度に比較し、約十

億八千万円減少の約四百六十億九千四百万円と推計し、予定運用利回りは、年一・四二%を予定しています。

また、貯金種別毎の支払利率は、(表7)のとおりです。

(表7)貯金支払利率 (平成22年4月1日現在)

貯金種別	利率
積立貯金(3年満期)	年1.1%
定期貯金(1年満期)	年0.9%
定期貯金(2年満期)	年1.1%

応じて分かれています。

なお、組合員貸付金の減少による貸付金利息収入は減少する見込みであります。組合員貸付金の原資であります預託金管理経理からの借入金も減少し、さらに貸付事故(自己破産・民事個人再生など)の債権保全に係る保険料(連合会払込金)の減少などの影響から収支差引三百四万四千円の当期利益金を見込む予算となっております。

現行の貸付利率(変動利率)は、(表8)のとおりです。

(表8)組合員貸付利率 (平成22年4月1日現在)

貸付種別	貸付利率(年利)	本則上の利率
住宅貸付・普通貸付・特別貸付(※)	2.66%	3.46%
災害貸付・災害再貸付	2.22%	2.88%
在宅介護対応住宅貸付	2.40%	3.20%
高額医療貸付・出産貸付	無利息	無利息

※ 特別貸付=医療貸付・入学貸付・修学貸付・結婚貸付・葬祭貸付

物資経理

当期利益金 百六十一万三千元

この経理では、組合員の方々の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活上に役立てていただくため、指定店からの物資購入の立替及び共済ファミリー保険・ガン保険・痴ほう介護保険・団体信用生命保険等の各種保険の取扱いなどの事業を行っています。

なお、本年度予算における収支見込みは、組合員数の減少などの影響から、保険等手数料が減少見込みでありますものの諸経費の減少によりまして、収支差引百六十一万三千円の当期利益金を見込む予算となっております。

宿泊経理

施設の管理運営を

民間事業者に委託し、

経営改善は順調!

この経理では、自治会館並びに宿泊施設「ホテル千秋閣」の管理運営を行っています。

厳しい経営状況の中、平成二十年四月から、この管理運営を民間事業者(株)グリーンハウス及び(株)グリーンホスピ

タリイティマネージメント)に委託し、経営改善を図っています。委託後は、徐々に売上等の数値が向上し、今後におきましても、委託先との連携を強め、経営改善に努力を続けてまいります。

また、前年度より組合員の皆様方には、ご不便をおかけしておりました外壁補修等の工事も無事完了し、施設の安全も保たれることとなりました。今後とも、皆様のための施設として、サービスの向上に努めて参りますので、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

なお、ホテル千秋閣では、組合員及びその被扶養者の方々に

〈施設の概要〉

施設名	ホテル千秋閣(自治会館)		
収容人数	宿泊	82人(最大120人)	
	会議	665人	
建物	面積	1,057.38㎡	
	床延面積	10,088.91㎡	
土地	面積	1,977.92㎡	

ご宴会・ご会食・ご宿泊の各種割引制度を設け、ご利用をお待ちいたしております。

(二十三ページのホテル千秋閣割引・特典のご案内をご覧ください。)

平成二十二年事業計画及び予算につきましては、三月一日付け、組合広報において公告いたしておりますので、ご覧ください。

※なお、組合広報の揭示場所は、各所属所担当課にご照会ください。



平成22年度保健事業の概要一覧

実施事業名		平成22年度事業内容	実施時期	
健診事業	1泊2日ドック助成	35歳以上の組合員及び被扶養配偶者を対象に実施します。	通年 (平成22年度の募集は終了しました。)	
	日帰りドック助成	組合員及び被扶養配偶者を対象に実施します。		
	節目ドック助成	当該年度中に満35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を迎える組合員を対象に実施します。		
	脳ドック助成	40歳以上の組合員を対象に実施します。		
	女性検診助成	(人間ドック受検時の上乗せ料金となっている乳がん・子宮がんなどの女性検診費用を全額助成します。)		
	前立腺がん検診	40歳以上の男性組合員等を対象に実施します。		
	骨粗鬆症検診	女性組合員等を対象に実施します。		
	肺門部肺がん検診	30歳以上の組合員等を対象に実施します。		
	大腸がん検診	組合員等を対象に実施します。		
	子宮頸がん検診	女性組合員等を対象に実施します。		
胃がん検診	30歳以上の組合員等を対象に実施します。	平成22年度人間ドック受検希望者を除く。		
生活習慣病対策事業	食生活指導	生活習慣病予防及び改善のため、希望者を対象に実施します。	8月～	
	栄養相談	管理栄養士による栄養相談を、所属所を訪問して実施します。		
	生活習慣チェック	特定健診対象前の35歳以上39歳までの組合員を対象に、生活習慣病に対する意識の高揚と自己の健康状況を把握してもらうため、自己チェック方式のコンピューター問診を用いて、健康維持・改善のアドバイスをします。(平成22年度人間ドック受検希望者を除く)	平成23年1月	
インターネット情報提供事業	ファミリー健康相談	電話やインターネットにより、メンタルヘルスをはじめ健康づくり、健康管理などのあらゆる健康相談の窓口を24時間、年中無休で開設します。 電話0120-922280 共済組合ホームページからログイン または https://www.familycarenet.com/kenkou へアクセス ログインID:922280	通年	
	健康情報「ヘルシーファミリー倶楽部」の提供	健康、医療、料理など、暮らしに関する最新情報を提供します。さらに、くすり・病院・病気検索や「健康チェック」「ストレスチェック」「症状チェック」が可能となります。 共済組合ホームページからログイン ID:k y o s a i パスワード: toku-ctv	通年	
	ライフプランシミュレーション・サービス	将来に向けた生活設計に役立つサイト「ライフプランニング・サービス」を提供します。また、ご希望に応じファイナンシャルプランナーの個別相談も受けることができます。 共済組合ホームページからログイン または https://www.anshinplan.jp/tokushima-kyosai/ へアクセス 従業員・職員コード: 組合員番号(記号4桁+番号5桁) パスワード: 123456(初回のみ)	通年	
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスセミナー	管理監督者を対象とした研修を実施します。	5月11日	
		一般職員を対象とした研修を実施します。	6月21日	
		産業保健スタッフ・人事労務担当者を対象とした研修を実施します。	7月7日・10月6日	
	ストレス簡易調査	所属所が実施する職業性ストレス簡易調査の調査費用を助成します。 ※事前に共済組合への申請が必要となります。	所属所への支援となります。	通年
	所属所へのメンタルヘルス対策支援	共済組合が選任したメンタルヘルス推進アドバイザーが、所属所のメンタルヘルス対策等について助言・指導し、当該所属所のメンタルヘルス対策の充実を図ります。 ※事前に共済組合とアドバイザーへの申請が必要となります。		通年
	Webによるストレスチェック	セルフケアに役立つ情報やストレスへの気づき、ストレス対処、ストレスチェックが利用できるサイト「ストレスチェックで心元気に」を開設します。(共済組合ホームページからアクセス)		通年
外部資源情報の提供	メンタルヘルス関連の外部資源サイトを共済組合ホームページからリンクし、相談機関の紹介、ストレス対処法、などメンタルヘルス関連情報を提供します。	通年		
健康体力づくり関係	ファミリー健康教室	家族ぐるみでの健康づくりを目的に、健康増進施設(ハッピー)3カ所において、スイミング・フィットネス・テニス等の教室を開催します。	7月26日 8月2日 8月9日	
	健康広場の開設	健康増進を図るため、次の10施設を開設します。 ・ハッピー(徳島市・阿南市・吉野川市) ・ドルフィンスイミング(東みよし町)・かもめスイミング(吉野川市) ・OKスポーツ(徳島市[山城・田宮・島田]・藍住町・美馬市)	通年	
講座関係	ライフプランセミナー(生活充実型)	40歳代の組合員を対象に生涯生活設計のための、生きがいづくり、疾病予防、健康管理等をテーマにセミナーを隔年で開催します。	平成22年度は開催なし	
	親子保健講座	組合員と家族(配偶者と小学生の子ども)を対象に、レクリエーションを通じ、自然に親しみ、健康とリフレッシュ、ふれあいを図ることを目的に開催します。(※参加者負担金 大人3000円、子供2000円) 場所: 阿南国際海洋センター	7月30～31日	
	女性セミナー	女性組合員及び被扶養配偶者を対象に、健康づくりを中心としたセミナーを開催します。	11月5日	
その他	医療費通知	医療費の状況や健康の大切さについて、理解と認識を深めていただくため「医療費のお知らせ」を送付します。	年6回	

財源率の引上げ

平成22年4月から

短期財源率 〔掛金率〕 〔負担金率〕	給料	46.50%	→	53.25%
	期末手当等	37.20%		42.60%

本組合の短期経理の財政は、平成13年度以降、毎年度当期損失金（赤字）が生じており、厳しい財政状況が続いております。

平成21年度におきましても、収入では、組合員数の減少や給与水準の低下が続く中、期末・勤勉手当の引き下げも行われ、掛金・負担金が大幅に減少見込みとなります。一方支出におきましては、医療給付費の大幅な増加が見込まれております。これは、元来長期入院を必要とする患者数が多いことに加え、本年度は高額な医療費を要するがん・心疾患・筋骨格疾患等による入院者が増加したことが要因と推測されます。

また、平成20年度の医療制度改革に伴う、高齢者への支援金等の負担も、従前同様に短期財政に重い負担となっております。

したがって、収支で4億8,000万円余りの損失金が生じる見込みとなり、利益剰余金も約4億9,000万円まで減少する等、窮迫した財政状況を呈しております。

平成22年度におきましても、引き続き組合員数の減少による掛金・負担金収入が減収見込みとなる一方、支出では、医療給付費が前年度の増高状況から急激な改善は見込めず、加えて、高齢者への支援等も引き続き重い負担となることから、現行財源率のまま据え置きますと、前述の利益剰余金を取り崩しても不足金が生じる等財政が破綻することとなります。

こうした状況にかんがみ、短期財政の安定を図るため、組合会で協議した結果、平成22年度の短期財源率を引き上げさせていただきました。

組合員の皆様・所属所には負担増を強いることとなり誠に恐縮でございますが、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、組合員・御家族におかれましては、今後ともなお一層の適正受診等医療費削減のための御協力もあわせてお願い申し上げます。



算定方法

短期財源率については地共済法第113条第1項第1号の規定に基づき、当該年度の短期給付に要する費用に見合う率となるよう定めることとなっております。

平成22年度の短期財源率は平成22年度支出見込額（A）及び（B）を平成22年度における組合員標準報酬総額（C）で除して算出します。また、短期掛金・負担金は地共済法第113条第2項第1号の2の規定に基づき労使折半負担であるため、短期財源率の2分の1が短期掛金として組合員の負担、また2分の1が短期負担金として事業主である地方公共団体の負担となります。

① 支出額	
法定給付費	5,308,065,000円 (A)
附加給付費	65,596,000円 (B)
② 標準報酬総額	61,983,639,000円 (C)
③ 所要財源率 (D) + (E)	
法定給付分 (A) ÷ (C) × 1,000	85.637% (D)
附加給付分 (B) ÷ (C) × 1,000	1.058% (E)
④ 掛金・負担金率 { (D) + (E) ÷ 2 }	
(85.637% + 1.058%) ÷ 2 = 43.3475% (≒42.60%)	

短期財源率・介護

医療費削減への御協力をお願いします

1 かかりつけ医を持ちましょう

これまでの病気や診療内容を知っているかかりつけ医は、いざという時に適切な治療を行ってくれます。

2 はしご受診はやめましょう

はしご受診とは、一つの病気の治療のために複数の医療機関で受診することです。同じような診察、検査、投薬が繰り返されることとなり、治療が中途半端となり、医療費も余分にかかってしまいます。

3 緊急時以外の時間外・夜間診療はやめましょう

診療時間外の受診には割増料金がかかり、自己負担も増えます。やむを得ないとき以外は避けましょう。

4 ジェネリック医薬品を活用しましょう

先発医薬品と同じ効能・効果を持ち、かつ安価なジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用すれば御家庭での経費節減となり、また医療費の削減にもつながります。

5 各種検診を受けましょう

病気を未然に防ぐため、また早期発見による早期治療のため共済組合では各種検診事業を行っています。

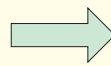


介護財源率

〔掛金率〕
〔負担金率〕

給 料

5.20%



5.80%

期末手当等

4.16%

4.64%

平成22年度の介護保険に係る所要財源率を算定した結果、下記のとおり変更することとなりましたので、お知らせします。共済組合は、介護保険法第150条の規定に基づき、組合員から介護保険料を徴収し、支払基金へ納付することが義務付けられています。

算定方法

平成22年度の介護保険料は、前年度の介護欠損金(A)に平成22年度介護納付金(B)及び平成22年度任意継続介護還付金(C)を加えた所要額を、平成22年度の40歳以上65歳未満の組合員の介護標準給与総額(D)で除して算出します。

また、介護保険料は地共済法第113条第2項第1号の2の規定に基づき労使折半負担であるため、介護保険料の2分の1が介護掛金として組合員の負担、また2分の1が介護負担金として事業主である地方公共団体の負担となります。

- ① 平成21年度介護欠損金 6,997,000円 (A)
- ② 平成22年度介護納付金 416,960,045円 (B)
- ③ 平成22年度任意継続介護還付金 375,000円 (C)
- ④ 平成22年度40歳以上65歳未満の介護標準給与総額 46,166,884,000円 (D)
- ⑤ 所要財源率 $\{(A)+(B)+(C)\} \div (D) \times 1,000 = 9.1913\% (9.28\%)$ (E)

※介護保険料算定に当たっては、予算編成上、欠損金を出してはいけなことから、この所要財源率(E)の小数点以下の数値を調整し、本年度の介護保険料は9.28%と決めました。

- ⑥ 介護掛金・負担金率 $\{(E) \div 2\} = 4.64\%$

短期給付制度の改正

① 附加給付等の算定基準の改定

共済組合定款の一部変更に伴い、平成22年4月以後受診分より附加給付等(一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金)の給付基準についての改正が行われました。

1 附加給付等の支給基準額が1,000円となり、1,000円未満の場合は支給されません。

①総医療費	②自己負担	③基礎控除	②-③	端数処理	附加給付等	
86,660円	25,998円	25,000円	998円	900円	改正前	900円
					改正後	0円
86,670円	26,001円	25,000円	1,001円	1,000円	改正前	1,000円
					改正後	1,000円

(100円未満の金額については従来より切捨てとなっております。)

2 合算高額療養費が算定される場合の附加給付等算定基準額の改正

- ① 合算高額療養費が支給されない場合は、1件ごとに25,000円
- ② 合算高額療養費が支給される場合は、当該合算額に対し50,000円

②の場合において、例えば、70歳未満と高齢受給者がいる世帯で世帯合算が行われる場合、附加給付等基礎控除が50,000円になることで、附加給付等支給額が少額となる場合があり、これを是正するための改正です。

合算高額療養費が支給される場合、70歳未満の者の自己負担額が21,000円以上のものが1件のみであり(この場合の1件の自己負担額を「(家族)高額療養負担額」という。)かつ、合算される高額療養負担額以外の合計額(「(家族)特定合算対象額」という。)が25,000円未満の場合、附加給付算定基準額は、「特定合算対象額に25,000円を加えた額」(※改正例における附加給付算定基準額)となります。

《例》

		医療費総額	窓口負担	
70歳未満と高齢受給者(所得区分一般)		妻(50歳)	300,000	90,000
(合算高額該当)		父(75歳)	1,000	100
		合計	301,000	90,100
改正前	高額算定基準額	$80,440 = 80,100 + (301,000 - 267,000) \times 1\%$		
	高額療養費	$9,660 = 90,100 - 80,440$		
	附加算定基準額	50,000 (←改正前)		
	附加金	$30,400 = 90,100 - 9,660 - 50,000 = 30,440 \Rightarrow 30,400$		
	給付金計	$40,060 = 9,660 + 30,400$		
改正後	高額算定基準額	$80,440 = 80,100 + (301,000 - 267,000) \times 1\%$		
	高額療養費	$9,660 = 90,100 - 80,440$		
	附加算定基準額	25,100 (←改正後(※))		
	附加金	$55,300 = 90,100 - (9,660 + 100 + 25,000) = 55,340 \Rightarrow 55,300$		
	給付金計	$64,960 = 9,660 + 55,300$		

② 育児休業手当金の支給方法の改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の公布を受け、地方公務員等共済組合法の一部改正が行われ、平成22年4月1日より育児休業手当金の支給方法が変わります。

従来、休業期間中支給分と復職後または育児休業対象の子が1歳に達した日のいずれか早い日の6月後に分けて支給していましたが、改正後は休業中にすべて支給することになりました。

なお、育児休業の開始日が平成22年3月31日以前にあっては従来の適用を受けます。

《改正前》

平成22年3月31日までに開始する育児休業

① 育児休業期間中

給料日額 × 30 / 100 × 休業日数 を月単位で支給

② 復職後または育児休業対象の子が1歳に達した日のいずれか早い日 後6月経過後

給料日額 × 20 / 100 × 休業日数



《改正後》

平成22年4月1日以降に開始する育児休業

給料日額 × 50 / 100 × 休業日数 を月単位で支給

組合会ニュース

去る二月二十四日午前十時から、ホテル千秋閣において組合会が開催されました。

組合会には、長側十名（内委任状議員六名）、職員側十名（内委任状議員三名）並びに生野学識経験監事のご出席をいただき、次の案件につきまして審議等をいただきました結果、議案についてはすべて原案どおり可決されましたこと、また欠員を生じておりました宿泊施設経営委員会委員には、古川北島町長が就任されましたことをお知らせします。

・議案第一号 平成二十一年度徳島県市町村職員共済組合
変更事業計画及び予算について

・議案第二号 徳島県市町村職員共済組合組合員貸付規程
の一部改正について

・議案第三号 徳島県市町村職員共済組合定款の一部変更
について

・議案第四号 平成二十二年徳島県市町村職員共済組合
事業計画及び予算について
(一〜五ページに概要掲載)

・徳島県市町村職員共済組合宿泊施設経営委員会委員の選任
について

新しく組合員となられた皆様へ

本年度から新しく組合員となられた皆様、地方公務員の共済組合制度をご存じでしょうか。

この制度は、これからの生活を豊かに充実したものとされますよう地方公務員である組合員の皆様がお互い助け合い、安心して職務に専念できるよう地方公務員法に基づき制定された地方公務員等共済組合法による相互救済を目的とする制度です。

ここでは、共済組合が行っている事業の概要をご案内いたします。

なお、詳しくは、共済組合ホームページ（HP アドレス <http://www.tokushima-kyosai.jp/>）をご覧ください。また、5月中に、共済組合制度を解説した「わたしたちの共済組合」という冊子を組合員の皆様に配付する予定です。最後になりましたが、今後のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

短期給付事業

組合員や家族（被扶養者）の病气やけが、出産、死亡、休業、災害などに対して給付を行います。

保健給付

組合員や家族（被扶養者）が、医療機関で治療を受けたとき医療費の三割を自己負担額として窓口（組合員証を提示してください。）で支払いしますが、残りの七割は共済組合が医療機関へ支払います。また、出産や死亡の際などに出産費や埋葬料などの給付をします。

さらに、同じ月の自己負担額が、同じ病院で二万五千円を超えたときは、その超えた金額を給付するなどの附加給付をします。

休業給付

組合員が、病气やけが、出産、育児、介護などのために勤務することができず、給料の全部又は一部が支給されないときには休業給付として傷病・出産・育児休業・介護休業などの手当金の給付をします。

災害給付

組合員や家族（被扶養者）が、水震火災その他の非常災害により死亡したり、住宅や家財に損害を受けたときは、弔慰金や災害見舞金などの給付をします。

長期給付事業

組合員が、永年勤続して退職されたときや在職中の病气やけががもとで障害状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、退職後の生活や残された遺族の生活の支えとして、次に掲げる年金や一時金の給付をします。

退職給付

（退職共済年金）
組合員期間等が二十五年以上で退職し、かつ六十五歳に達したときに支給されます。

（国民年金の老齢基礎年金も支給されます。）

障害給付

（障害共済年金）
在職中に初診日のある傷病により、一定の障害の状態（一級（三級））になったときに支給されます。

（一級又は二級の場合は、国

民年金の障害基礎年金も支給されます。）

（障害一時金）

在職中に初診日のある傷病により退職したとき、障害共済年金の支給されない程度の一定の障害の状態にあるときに支給されます。

遺族給付

（遺族共済年金）

組合員が、在職中に死亡したとき、又は退職後に要件を満たした者が死亡したときに、その遺族に支給されます。

（十八歳未満の子がいる妻など要件を満たす場合は、国民年金の遺族基礎年金も支給されます。）

福祉事業

組合員及び家族（被扶養者）が、毎日の生活を健康で明るく、豊かに過ごしていただくことを目的として、次に掲げる事業を行っています。

保健事業

皆様の保健・保養及び疾病予防・健康の保持増進等のための事業で次のような事業を行っています。

（健診事業）

疾病の早期発見及び予防を図るため、人間ドック、各種検診、栄養相談などの事業を実施します。

（健康づくり事業）

健康づくりと健康管理意識の啓発を図るため健康教室を開催したり、健康増進施設の法人会員として利用ができるよう健康広場を開設しています。

（保健活動事業等）

健診事業や健康づくり事業を補完するためメンタルヘルス対策、女性セミナー、親子保健講座などを行います。

（特定健康診査・特定保健指導）

四十歳以上七十五歳未満の組合員及び被扶養者を対象に、生活習慣病を中心とした疾病予防のため特定健康診査・特定保健指導を実施します。

*平成二十二年度の実施予定の保健事業は、五ページに掲載しています。

貸付事業

住宅の新築や増改築等の費用、医療・入学・修学・結婚・葬祭費用、生活必需品の購入費用など臨時に資金を必要とされるときに、低金利で資金を貸付ける事業です。

現行の貸付の種類及び借受資格は、次のとおりです。

①住宅貸付・在宅介護対応住宅貸付

組合員期間一年以上となった日から

②普通貸付・特別貸付(医療・入学・修学・結婚・葬祭)・災害貸付(新規貸付・再貸付)

組合員資格を取得した日から

③高額医療貸付・出産貸付
高額療養費又は出産費(家族出産費)支給対象となつたとき

貯金事業

皆様からお預かりした貯金を安全かつ効率的に運用し、有利な利率(四ページ表7参照)で還元する事業です。

現在取扱っております貯金の種類及び取扱いは、次のとおりです。

積立貯金(三年)

所属所を経由して申込みをし、毎月の給料から控除により積立てします。(毎月千円から)

一年定期貯金・二年定期貯金

最寄りの阿波銀行各支店備え付けの「共済貯金振込依頼書」により一万円から預入れができます。

物資事業

共済ファミリー保険やがん保険など各種生命保険の取扱いや共済組合の指定店で時計、眼鏡、貴金属、衣類・寝具などを購入されたときにその代金を共済組合が立替払し、給料天引きで分割償還できる立替などの事業を実施しています。

*二十一ページに指定店一覧表を掲載していますのでご参照ください。

宿泊事業

皆様やご家族の皆様が、気軽にしかも低額で、宿泊・会食・宴会・結婚式等に利用できる施設として、徳島市内で「ホテル千秋閣」を運営しています。ぜひ、ご家族・ご友人とご利用ください。

*二十三ページに掲載の各種割引プラン等をご用意しております。



共済組合事務局の事務分掌

共済組合へお問い合わせの際は、各担当へ直接ご連絡くださいますようお願いいたします。
(問い合わせ先が、不明の場合などは、代表電話からおつなぎすることもできます。)

共済組合代表電話 088-621-3500

(以下は「下4桁」のみ記載しています。088-621-XXXX)

課・係	電話	事務分掌
総務課		
庶務係	3512	組合会等会議に関する事項、事務局の庶務に関する事項 各経理の出納に関する事項、地方債等に関する事項 掛金、負担金の徴収及び調定に関する事項 組合員、被扶養者等の資格認定に関する事項 電算処理された情報の管理 電算機器の保守管理に関する事項
経理係	3515	
資格調定係	3513	
	3516	
電算係	3510 3518	
年金課		
年金係	3522	年金、一時金等給付や請求に関する事項 年金加入期間の証明に関する事項 年金相談に関する事項 前歴調査に関する事項
	3523	
	3525	
	3524	
医療保健課		
医療係	3526	医療給付や請求に関する事項、医療費増高抑止対策に関する事項 レセプト審査に関する事項、交通事故に関する事項 人間ドック、各種検診事業に関する事項 特定健康診査・特定保健指導に関する事項 その他保健事業に関する事項
	3528	
保健係	3527	
	3535	
	3536	
福祉課		
貸付貯金係	3534・3538	組合員の貸付及び貯金に関する事項 組合員の物資購買、共済ファミリー保険、がん保険等に関する事項 施設の維持管理等に関する事項
物資係	3557	
施設管理係	3552	
事務局FAX	3509	
共済組合ホームページアドレス http://www.tokushima-kyosai.jp/		

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成22年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区 分	平成21年9月 ～平成22年8月	平成22年9月 ～平成23年8月
給 料 に 対 する 割 合※	9.47125	9.69250 (+0.22125)
期 末 手 当 等 に 対 する 割 合	7.577	7.754 (+0.177)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成23年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区 分	平成23年9月～ 平成24年8月	平成24年9月～ 平成25年8月	平成25年9月～
給 料 に 対 する 割 合	9.91375 (+0.22125)	10.13500 (+0.22125)	10.35625 (+0.22125)
期 末 手 当 等 に 対 する 割 合	7.931 (+0.177)	8.108 (+0.177)	8.285 (+0.177)

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

平成21年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp>

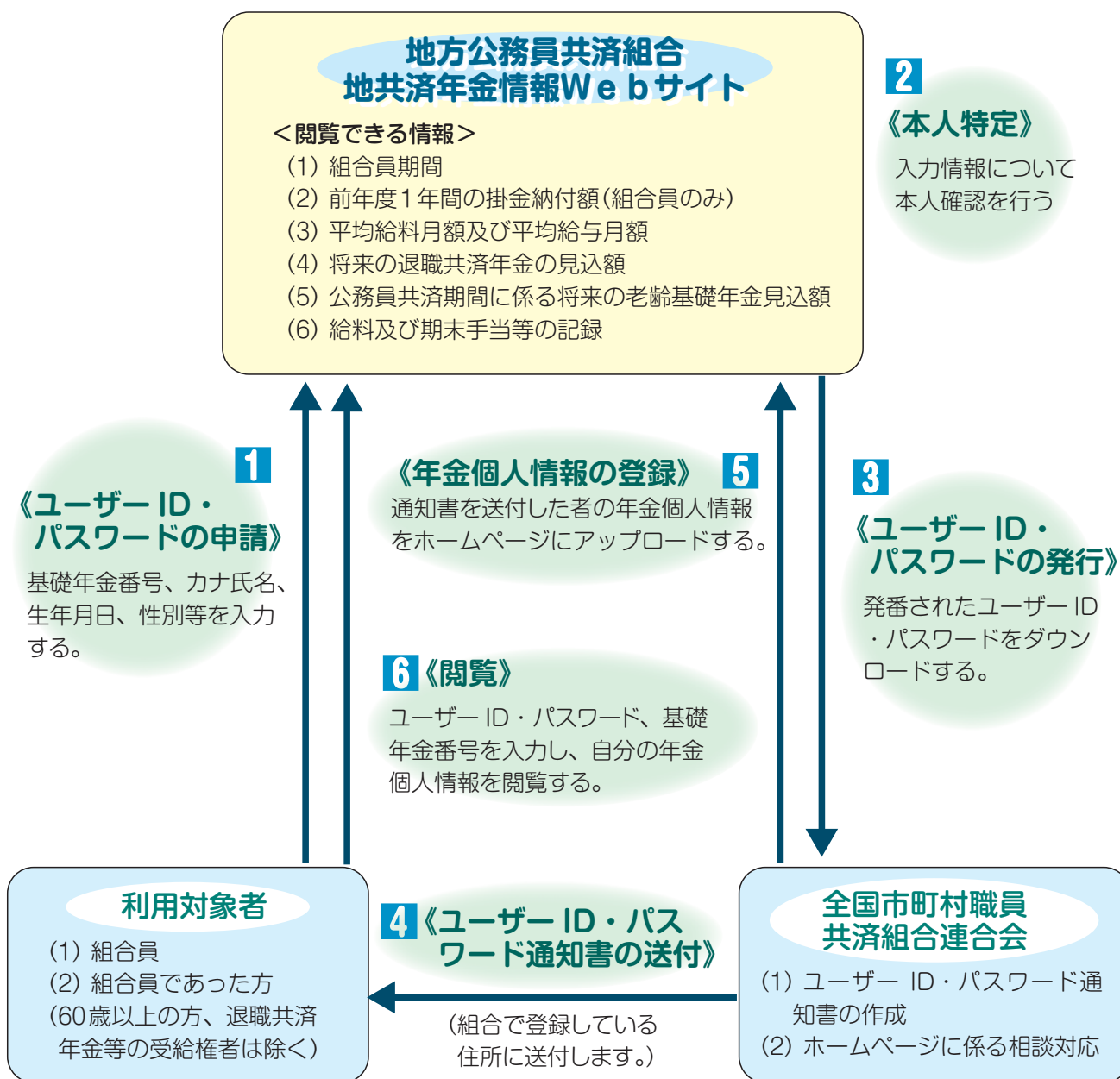
地共済年金情報ホームページの開設について

ホームページで年金見込額などの年金個人情報が閲覧できます。

共済組合では、これまで組合員等の皆様に「公務員共済年金のお知らせ」を送付し、年金見込額や加入履歴などの年金個人情報をご確認いただきましたが、平成22年度以降は、各地方公務員共済組合が共同してホームページを開設し、当該ホームページ上で、ご自身の年金個人情報がご覧いただけるようになります。

- ホームページ開設日 平成22年4月12日(予定)
- 運用時間 365日、6時から24時

申請から閲覧までの流れ



※住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをしてください。

60歳を迎える組合員の皆様へ

ターンアラウンド方式による退職共済年金 決定請求書等の事前送付について

特別支給の退職共済年金は、60歳から年金の受給権が発生しますので、次の支給要件を満たしている方は、在職中であっても退職共済年金の請求をしていただくこととなっています。（ただし、在職中は支給停止となります。）

◆支給要件

- ①組合員期間が1年以上であること
- ②60歳以上であること
- ③組合員期間等(組合員期間のほか、厚生年金保険や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が25年以上あること

そこで、本組合では、退職共済年金の請求漏れの防止と年金裁定に要する事務の効率化を図るため、ターンアラウンド方式による退職共済年金決定請求書等(住所等を印字した請求書等)の事前送付を実施することといたしました。

平成22年4月以降に60歳になられる組合員の方から、次のとおり請求書等を送付しますので、60歳到達日以後は、速やかに年金の請求手続きをお取りくださるようお願いいたします。

◆請求書等の送付時期

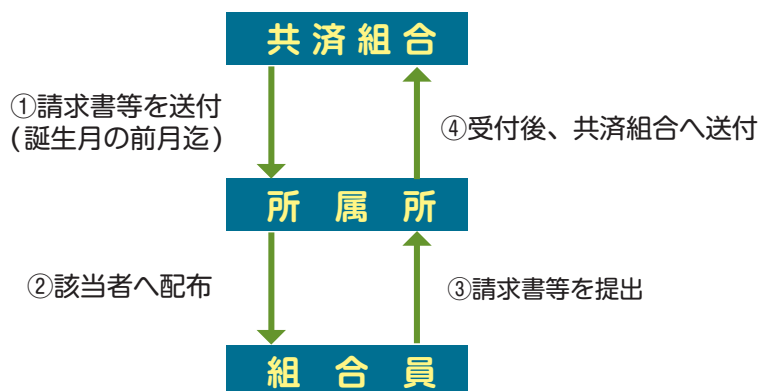
受給権発生日の属する月の前月までに所属所に送付します。

◆請求書等に印字する項目

給料記録番号・カナ氏名・基礎年金番号・性別・生年月日・所属所番号・証番号・住所、受給権発生日等

※請求書等の住所は、本人の生存確認のために住民基本台帳システムを活用することから、住民票上の住所となります。

【事前送付から年金請求までの流れ】



資格調定係からのお願い

被扶養者に係る資格調査について

被扶養者の認定取消や継続認定の手続きをお忘れなく!

毎年この時期は、卒業、進学、就職など被扶養者の方の異動が大変多い時期です。共済組合では、この時期にあわせて、被扶養者に係る資格調査を実施しています。

つきましては、共済事務担当課から調査のため書類の提出等の依頼があった方は、お手数ですが被扶養者認定の適正化を図るためご協力をよろしくお願い致します。

今回調査対象者：本年3月31日現在満18歳以上の被扶養者全員

(注：満年齢は、誕生日の前日に当該年齢に到達します。)

ア 手続き不要の被扶養者(担当課で扶養手当の有無のみ調査します。)

3月まで扶養手当対象者であり、4月以降も引き続き扶養手当対象者である被扶養者については手続き不要です。

イ 組合員被扶養者証に認定期限日の印字がある被扶養者

認定期限日までに認定取消又は継続認定のいずれかの手続きをお願いします。

ウ 上記ア及びイ以外の被扶養者

まだ手続きがお済みでない方は、速やかに継続認定又は認定取消のいずれかの手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、所属所共済事務担当者又は共済組合資格調定係(電話088-621-3513)まで照会してください。

●健康優良組合員等表彰●

平成21年度は、組合員687名、18家族が該当されました!

平成21年度(平成21年1月~12月診療)において、健康維持・健康づくりに努められ、一年間の無受診により医療費増加の抑制に貢献された組合員687名と18ご家族に対し、記念品を贈り表彰しました。

今後とも健康に留意され、公私に御活躍されますよう祈念申し上げます。

※この事業は、平成21年度で廃止となりました。

特定保健指導の利用は積極的に!!

特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、「特定保健指導利用券」を順次発行しています。特定保健指導は無料で利用できますので、利用券が届いた方は、ご自身の生活習慣改善のためにもぜひ積極的に指導をお受けください。

特定保健指導とは

特定保健指導には、「**動機付け支援**」と「**積極的支援**」があります。

腹 囲	追 加 リ ス ク	④喫煙歴	対 象 年 齢	
	①血糖・②脂質・③血圧		40—64	65—74
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI≥25	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※BMI=体重[kg] / (身長[m]² × 身長[m])、65歳以上の方は動機付け支援となります。

追加リスクとは、

- ① 血糖「空腹時血糖 100mg/dl以上またはHbA1cが5.2%以上」
 - ② 脂質「中性脂肪 150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満」
 - ③ 血圧「収縮期 130mmHg以上または拡張期85mmHg以上」
- ただし、糖尿病、高血圧又は脂質異常症の治療にかかる薬剤を服用している方は、保健指導の対象外になります。

「動機付け支援の方」……メタボの一步手前です!

専門家と原則1回の面接で実行しやすい生活習慣改善のための計画を立て、6カ月後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。

「積極的支援の方」…メタボの危険性が高くなっています!!

初回面接でメタボリックシンドローム改善のための計画を立て、3カ月以上継続したサポートを専門家から受けながら健康づくりをします。6カ月後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。

被扶養者のみなさまへ

共済組合では、40歳から74歳までの被扶養者の方を対象とした特定健康診査(以下「特定健診」)を実施いたします。

特定健診は、生活習慣病の前段階といわれるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状態にある人や予備群となっている方を選び出す健診です。

特定健診に必要な『特定健康診査受診券』は、6月上旬ごろ組合員へ所属所を通じて配布いたします。

- 対 象 者……4月1日に被扶養者で、その年度中に40歳から75歳になる方
(※平成22年度人間ドックを受検予定の方は除く。)
- 受 診 方 法……受診券送付時に特定健診実施機関一覧表を一緒に送付しますので、各自で健診機関に申し込みしてください。
- 費 用……無料です。
- 受診時持参……受診券、組合員被扶養者証(保険証)
- 有 効 期 限……平成22年12月31日です。
- 検 査 項 目……診察(問診・診察)、身体測定(身長・体重・腹囲)、血圧
血液検査(脂質・肝機能・血糖)、尿検査(蛋白・糖)

ヘルシーファミリー倶楽部

健康に関する様々なコンテンツがご利用いただけます。

【ログインID : kyosai パスワード : toku-ctv】

●健康に関する各種お役立ち情報

くすり検索・病気検索・病院検索
 症状チェック・健康チェック・ストレスチェック
 ダイエット&レシピ・栄養と料理・メタボ対策ナビ
 暮らしの情報・Let'sエクササイズ・健康特集
 医療と健康・メルマガ配信 など



ファミリー健康相談

●健康、妊娠、出産、育児、介護などに関するWeb相談・情報提供サービス

保健師、看護師、管理栄養士などの専門家が、あなたの質問に個別にお答えします。

【ログインID : 922280】

※ファミリー健康相談は、Web相談の外、電話によるご相談も年中無休・24時間対応で受け付けております。

専用ダイヤル0120-922280（携帯電話もOK）

【相談料・通話料無料、プライバシー厳守】

《こんな時に専門家が適切なアドバイスをいたします》

小児救急相談、うつ・ストレス・悩み相談、症状や薬についての相談、医療機関案内、ベストドクターズサービスなどあらゆるご相談に対応

ストレスチェックで心元気に

※トップページの「メンタルヘルス関係」ページからお進みください。

●あなたのストレス、気づかぬうちに日常の行動や気持ちに出ていますか？ 現在のストレス度を13の質問でチェック

職業性ストレス簡易チェック表で、ストレスがどの程度仕事に起因しているのかチェック。
 セルフケアのヒントや、ストレスに強くなる食べ物やストレッチ、リラクゼーションを紹介。

ライフプランニング・サービス

●今後の生活設計に役立つライフプランニング・サービスを提供します。

給料や保険・住宅購入・リフォーム・結婚などご家庭のこれからの予定や情報を入力することで、一人ひとりに合った、計画的な資産形成やリスクへの備えが可能となります。

また、ご希望に応じて無料でファイナンシャルプランナーの個別相談を受けることができます。

【従業員・職員コード：組合員番号9桁（記号4桁+番号5桁）】

例：記号0123 番号999 の方は 012300999 と入力

【パスワード：123456(初回のみ)】（ご自身のパスワードへ変更し、利用開始）

※万全なセキュリティー管理体制をとっておりますので、安心してご利用いただけます。



徳島県市町村職員共済組合 メンタルヘルス対策事業アドバイザー
Mental Health & Human Support With You
代表 川上 晃代

桜の季節を迎え、新年度が始まりましたが、皆様お元気でいらっしゃいますか？

4月は組織改変や異動・採用等、職場での環境変化も多い時期ですね。職場環境の変化や新規採用で、新たな業務や仕事の進め方、そして対人関係等、環境の変化に戸惑いや不安を抱えておられる職員の方々もおられる事と思います。

日頃、相談業務や研修業務等で多くの職場に伺っていますが、上司である管理職の方々から、朝夕の挨拶や声かけ、部下へのねぎらいの言葉等が聴かれる部署や職場では、明るく活気ある雰囲気を感じられます。

第4回は、職場でのサポーター役として、上司の方々を対象に管理監督者によるケアのヒントについて御紹介したいと思います。まず下記のチェックをしてみましょう。

※ あなたの職場でのラインケア度は？（部下を持つ上司の皆様へ）

- 1) 毎朝、上司から「おはようございます」と笑顔で挨拶している。
- 2) 帰宅時は、上司から「お疲れ様」「お先に」と、部下にも声かけしている。
- 3) 会議、出張等で不在時は、行先や帰宅時間、緊急時の連絡方法を部下に告げている。
- 4) 業務の優先順位を部下に伝え、TPOに応じて業務の進捗度も確認している。
- 5) 業務を指示する際、部下に必要な情報・目的・役割・期限等を明確に伝えている。
- 6) 日頃から部下の顔色や表情の変化、業務の遅れ等にも配慮しながら対応している。
- 7) 部下から相談された時は、まず部下の話をよく聴いた上で、改善策を検討している。
- 8) 部下に「ありがとう（ございました）」「よく頑張ったね！」が心から言える。
- 9) 部下の良い面、頑張っている点を、具体的にその場でほめている。
- 10) 自分に間違いや改善点があった場合、素直に部下にも謝っている。
- 11) 困った問題が生じた場合、相談出来る職場内外のサポーターがいる。

あなたのラインケア度はいかがでしたか？

部下にとって、上司は大切な職場環境要因でもあります。良き上司、頼りになる上司、話を聴ける上司である為には、まずあなた自身の心身の健康が大切です。現状のストレス社会を良きチームワークで乗り切っていくには、上司自身がセルフケアにも留意しながら、部下からの相談対応や部署としての改善策を具体的に実行していく視点も必要です。そして、問題を「抱え込みすぎない」ことも大切です。

部署内での問題は早めの気づきから、職場としての早期対応に繋げていきましょう。

平成22年度 貸付事業取扱いの改正について

平成22年度における貸付事業の取扱いが、貸付規程及び同規程施行細則の改正に伴い、次のとおり改正されます。

1 住宅に関する貸付けに必要な抵当権の設定順位が第3順位まで拡大されました。

住宅新築、住宅購入及び敷地購入のための住宅貸付等を申し込む際、他の金融機関において既に抵当権が設定されている場合には、抵当権設定順位は、改正前は特例として第2順位までであったものが、改正後は特例として第3順位まで認められることとなりました。

2 工事完了後等に提出する書類の提出期限が設けられました。

住宅貸付、災害貸付を借り受けた組合員が、不動産を取得したとき又は工事が完了したときは、1年以内に次の書類を提出してください。

〔 工事完了報告書、登記事項証明書、登記簿謄本、住民票
完了を証する写真、登記識別情報通知、抵当権設定契約証書 〕

3 期末手当等からの償還額を含む年間の償還額が年収の100分の30を超える場合も、貸付けを行わないこととなりました。

高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けを申込みするとき、新たな貸付けの毎月の償還額と既貸付金（他の金融機関等の貸付金を含む。）の毎月の償還額の合計額が、給料の100分の30を超える場合は、貸付けを行わないことに加え、年間の償還額が、期末手当等も含めた年収の100分の30を超える場合にも、貸付けを行わないこととなりました。

4 施行日

平成22年4月1日から施行されますので、同日以後の貸付申込には、新様式の貸付申込書をご使用ください。ただし、審査基準の強化（上記3）については、平成22年8月1日以後に申込のあった貸付けから適用となりますので、同日以後の貸付申込には、新様式の借入状況等申告書を使用してください。

※ 貸付申込書及び借入状況等申告書の新様式については、所属所担当課でお受け取りください。

詳細・ご不明な点につきましては、共済組合貸付係（088-621-3538）まで

貯金事業からのお知らせ

「資産づくりは、安全・確実・有利な共済貯金で！」

この事業は、組合員の方々の財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた貯金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に還元する事業であり、現在の共済貯金残高は397億円余となっております。将来に備えた財産づくりに、ぜひ安全有利な共済貯金をご利用ください。

◇定期・積立貯金の支払利率（年利）は次のとおりです。（平成22年4月1日現在）

・ 1年定期	0.90%
・ 2年定期	1.10%
・ 積立貯金（3年満期）	1.10%

※いずれの利率も税引き前です。

◇中途解約の場合

定期貯金、積立貯金ともに申し出により、随時、中途解約ができます。その際の利率（年利）は次のとおりです。

・ 1年定期	6月未満	0.10%
	6月以上1年未満	0.55%
・ 2年定期	6月未満	0.10%
	6月以上1年未満	0.45%
	1年以上2年未満	0.65%
・ 積立貯金	3年未満	0.50%



※いずれの利率も税引き前です。

◇預入れ最高限度額

- ・ **定期貯金** 5千万円（1日当たり1万円以上300万円迄。ただし、退職手当を預入の場合を除く。）
- ・ **積立貯金** 月額30万円

◇申し込み手続きについて

・ 定期貯金

「共済貯金振込依頼書」（6枚1組）に所要事項を記入・押印し現金等を添えて、最寄りの阿波銀行からお振り込みください。

なお、「共済貯金振込依頼書」がご入用の際は、所属所担当課または当組合貯金係までお申し出ください。阿波銀行本店・各支店にもございますので、窓口にておたずねください。

・ 積立貯金

所属所備え付けの「積立貯金申込書」を所属所を経由してご提出ください。（折り込みの申込書もご使用ください。）

（ご注意）共済組合事務局内での、現金による預入・解約のお取り扱いは一切しておりません。

その他ご質問等ございましたら、共済貯金係 088-621-3534 までお問い合わせください。

指定店購買立替制度のご案内

この制度は、組合員の方が共済組合指定店（下段に店舗を掲載しております。）から物品を購入する際、「共済組合指定店物資購入票」を利用することにより、その代金を共済組合が指定店に立替払いし、組合員の方からは給料からの控除によって割賦償還していただく制度です。

この立替の限度額は給料の4か月分に相当する額となり、最高で合計75万円となっております。（ただし、既に当該立替貸付をご利用いただいている場合は、その残金控除後の額となります。）なお、支払回数は下表のとおりです。

ご利用方法は、所属所担当課備え付けの「共済組合指定店物資購入票」に購入金額等をご記入・押印の上、所属所長の証明を受けてから指定店に提出してください。なお、その際は、本人確認のため必ず組合員証を提示してください。

※「共済組合指定店物資購入票」の発行は、同一人について月1回のみとなっておりますのでご注意ください。

徳島県市町村職員共済組合物資指定店一覧表

屋号	住所	販売品目	電話番号
洋服のマンエイ	徳島市両国本町1-31-1	紳士服洋品	088-622-7307
マルベニ洋服店	板野郡板野町吹田字西山68-102	紳士服・ゴルフ用品	088-672-1365
池田時計店	徳島市新町橋1丁目11	時計・宝石・貴金属	088-672-2770
タケウチパール	徳島市東大工町2丁目6-1	真珠・貴金属・天然石	088-653-4848
林田商会	板野郡板野町西中富中須45-1	時計・貴金属	088-672-0505
いづみ屋	徳島市城南町1丁目1-15	呉服	088-625-1238
メガネのアイハラ	吉野川市鴨島町内原434-9	メガネ・補聴器・光学	0883-24-8154
はらだ時計店	吉野川市鴨島町駅前中央通り	時計・宝石・メガネ	0883-24-1561
サカイヤ	徳島市通町3丁目32番地	婦人服・バッグ	088-652-8420
ルックオブラブ	徳島市蔵本町2丁目44-8	宝石・貴金属	088-652-6996
東洋羽毛	高松市林町1864-3	羽毛・繊維製品	0120-301-507
呉服の三鈴	徳島市三軒屋町外24-98	呉服・装飾品	088-669-5298
ジュエリーピコ	板野郡松茂町中喜来字前原東5-9-2	貴金属・時計	088-699-3339
めがねのクラモト	板野郡北島町鯛浜字原85-5	メガネ	088-697-2988
株式会社ハラダ	徳島市東新町1-21	時計・宝石・メガネ	088-622-6872
ブティックフミヤ	徳島市国府町観音寺141-4	婦人服等	088-642-6087

（平成22年4月1日現在）

一覧表

購入金額	支払回数
6,000円未満	1回
6,000～30,000円	10回
30,001～100,000円	15回
100,001～200,000円	20回
200,001～500,000円	25回
500,001～750,000円	30回

平成22年2月28日付けで指定店の脱退がありましたのでお知らせいたします。

指定店名「フォーシーズン」
三好市三野町加茂野宮1301

「共済ファミリー保険」 配当金のご案内

平成21年度「共済ファミリー保険」決算の結果、ご加入者に還付する配当金は「死亡・高度障害保障保険」で32.94%、「医療保障保険（入院給付金）」で33.17%の配当率となりました。

この配当金につきましては、去る2月26日付けで、組合員口座に送金させていただいておりますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

なお、保険金給付状況は、次のとおりとなっております。
（給付期間：平成21年1月1日から平成21年12月31日）

- 1 死亡・高度障害保障保険 5件 108,430千円
- 2 医療保障保険 147件 14,682千円



島根県市町村職員共済組合宿泊施設のご案内

宿泊と各観光地をめぐる絶対お得なパックプランです!

観光宿泊パックプラン



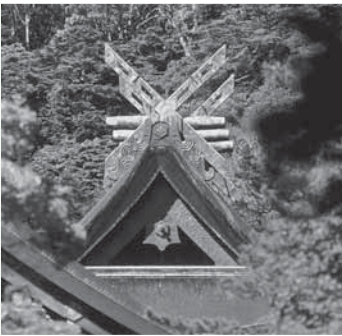
■ 期間 平成22年4月1日(木)～12月30日(木) ※ただし、水郷祭(7月31日・8月1日)は除きます。

松江堀川遊覧船とレイクラインでめぐる旅

堀川遊覧船・レイクラインパック

堀川遊覧船乗船券+レイクライン1日乗車券

1泊2食付 10,300円(税・サ込)
お一人様



神話の國のパワースポットをめぐる旅

神々のふるさとめぐりパック

有名神社をタクシーで廻ります。

1泊2食付 16,600円(税・サ込)
お一人様

ホテル白鳥発
↓
八重垣神社
(縁結びに、ご利益が有り)
↓
神魂神社(国宝)
↓
玉作湯神社
(願い石で有名なスポット)
↓
出雲大社(国宝)
↓
須佐神社
(特に注目の最強パワースポット)
↓
ホテル白鳥又は最寄り駅

雄大な牡丹庭園と日本有数の漁港をめぐる旅

由志園・境港めぐりパック

由志園と境港市内をタクシーで廻ります。

1泊2食付 15,600円(税・サ込) ※各施設の入館料は含まれておりません。
お一人様

ホテル白鳥発
↓
八束町 由志園
↓
境港市内観光
↓
ホテル白鳥又は最寄り駅



日本一の庭園と日本画そして古刹をめぐる旅

足立美術館・清水寺めぐりパック

足立美術館と清水寺をタクシーで廻ります。

1泊2食付 15,600円(税・サ込) ※各施設の入館料は含まれておりません。
お一人様

ホテル白鳥発
↓
足立美術館
↓
安来 清水寺
↓
ホテル白鳥又は最寄り駅

- *2名様よりご予約承ります。
- *3日前までのご予約となります。
- *各プランの行程につきましてはお問い合わせください。
- *タクシーのご予約は宿泊当日か翌日のいずれかになります。

◆ご予約・お問い合わせは 島根県市町村職員共済組合宿泊所

ホテル白鳥

松江市千鳥町20 TEL : 0852-21-6195
[URL] <http://www.hotel-hakucho.jp/>



歓送迎会プラン

ご予算に合わせたプランもお気軽にご相談下さい。

お料理プラン

●卓盛コース

和洋中折衷料理
3,500円
4,500円
5,500円

●会席コース

和会席または和洋中会席
5,000円
6,000円
7,000円

●中華コース

4,000円
5,000円
6,000円



+

飲み放題プラン

●Aコース

1,500円

日本酒・ビール・ウイスキー・焼酎・ソフトドリンク・ノンアルコールビール

●Bコース

2,000円

Aコース+ワイン



*表記はすべてお一人様、税サ込の料金です。

このシーズンだけのスペシャルな特典が盛り沢山!!

- ・幹事様無料特典…お料理プラン5,000円以上+飲み放題プランご利用の場合10名様毎に飲食料金をサービス!
- ・花束を進呈(10名様以上でご利用の場合)
- ・通信カラオケ・ビンゴゲーム機無料(先着順)
- ・マイクロバス無料送迎(先着順・予約制)

▶ 組合員様だけの特別特典 ◀

お料理プラン4,500円・15名様以上の場合

お食事料金を10%割引!

各種宴会プランもごぞいます。是非、ご利用下さい。

同窓会プラン・法要プラン・日祝祭日宴会プラン・祝宴プラン・スポーツチーム応援プラン

宿泊プラン

ホテル千秋閣での宿泊はこんなにお得!

通常平日シングル1泊一般6,006円のところ

↓
組合員なら5,775円

さらに 徳島県市町村職員互助会の宿泊施設利用助成券を使えば3,500円の割引があり(年間1人15枚まで)2,275円でご利用いただけます。

お得なパックプランもごぞいます。

■1泊2食付…8,400円

■宴会パック…9,800円

ご家族、団体、お子様のスポーツ大会、合宿等での宿泊もお気軽にご利用下さい。

ご予約・
お問い合わせは

ホテル千秋閣 予約係 TEL.(088)621-3333まで

✉ sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

ホームページアドレス URL <http://www.sensyukaku.jp/>

自治会館外壁補修工事完了のお知らせ

当会館では、平成21年9月1日から、外壁等補修工事を施工しておりましたが、3月末日をもって、無事完了いたしましたのでお知らせいたします。

なお、工事期間中は、ホテル千秋閣のご利用に際し、何かとご不便・ご迷惑をおかけいたしましたこと、心からお詫び申し上げますとともに、今後とも、引き続き、当ホテル千秋閣をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

35th Anniversary

リニューアルオープン

春の訪れを、リニューアルした
ホテル千秋閣の美味しいお食事と
おもてなしで感じてください。

記念キャンペーン

期間 5/1(土)~5/31(月)

平成22年4月 発行 / 徳島県市町村職員共済組合

徳島市幸町三丁目五五番地

☎六二一―三三〇〇

編集発行人 / 北浦 忠明

レストラン 聚楽

土・日・祝日は9:00~21:00
平日はディナータイムのみ(17:00~21:00)
※各種割引との併用はできません。

全品
35%
OFF

月替わりおすすめコース

お一人様2,500円 和食、洋食、中華より
お選びいただけます
旬の食材を使い、趣向を凝らしたお料理をご用意
いたしました。夜景を眺めながら楽しいひとときを
お楽しみください。

サービスランチ 11:00~14:00 (平日のみ) 800円

メインのお料理+
サラダ&スープ&ドリンクバー

焼酎&日本酒フェア開催中

越乃寒梅他、人気商品を多数取りそろえております。
焼酎1杯…350円 日本酒1合…700円 おつまみ…350円

HP予約、1日5名さま限定

ご宿泊プラン

日頃のご愛顧に感謝いたしまして、特別価格にて、ご提供いたします。

HP予約限定
1泊朝食付き 4,800円 (税・サ込み)



プレゼント キャンペーン

会議・宴会ご利用のお客様へ お支払い3万円ごとに、抽選券を1枚進呈いたします。

抽選により… ペア宿泊無料券(1泊朝食付き)
レストラン利用券10,000円分 **各5本** をプレゼント

当選発表は、ホームページ・ホテル内に掲示を行うとともに当選者に連絡いたします。

その他、各種ご会食・ご宴会の特典もございます。組合員の皆様のご利用をお待ちしております。

ホテル 千秋閣

●ご予約・お問い合わせ

☎(088) 621-3333 (宴会会予約専用)

✉sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

徳島市幸町3丁目(市役所隣) 10F レストラン 聚楽 (和食・洋食・中華料理)

☎(088) 622-9121 (代) <http://www.sensyukaku.jp/>

ホテル千秋閣 徳島

検索

